

## 地域建設業経営強化融資制度を導入します

中野区では、建設事業者の資金調達の円滑化と下請事業者の保護を図るため、昨年度の「公共工事代金債権信託制度」の導入に引き続き、平成 30 年 4 月 1 日から、新たな工事代金債権の譲渡を活用した資金調達制度を導入します。

### 制度の概要

中野区から公共工事を受注している元請事業者が、中野区の承諾を得て、完成前の工事代金債権を、地域建設業経営強化融資制度を扱う事業協同組合等に譲渡することにより、当該工事の出来高に応じて、工期中にその出来高部分を低利により随時、資金化することができる制度です。

国土交通省が中小・中堅建設企業の資金繰り対策として行う公的な融資制度です。

### 対象事業者

中野区と工事請負契約を締結し、工事を施工している中小・中堅元請建設企業等

### 対象工事

- ① 請負金額 1, 000 万円以上の中野区発注の建設工事
- ② 工事の進捗率が全体の 2 分の 1 以上であること
- ③ 年度内に完了することが見込まれる工事、または債務負担行為に係る工事で債権譲渡の承認申請時において次年度に工期末を迎えかつ残工期が 1 年未満である工事
- ④ 履行期限まで 2 週間以上あること

- ⑤ 一切の債権譲渡を禁止する定めがないこと 他

## 手続きの流れ

① 工事代金債権の信託契約

元請事業者と事業協同組合等との間で、中野区の承諾を条件とした債権譲渡契約（停止条件付）を締結する。

② 債権譲渡の申請

工事請負者（債権譲渡人）と債権譲受人が共同で、中野区に債権譲渡承諾の申請を行う。

③ 債権譲渡の承諾

債権譲渡承諾の申請に基づき、中野区は要件を確認したうえで、債権譲渡を承諾する。

④ 融資の実行

債権譲受人が工事の出来高を確認したうえで、出来高に応じ、債権譲渡人に融資を行う。

⑤ 工事代金の支払い

工事の検査完了後、中野区は工事代金を債権譲受人である事業協同組合等に対して支払う。

【問合せ先】

中野区経営室経理分野契約担当

03-3228-8903（直通）

e-mail : keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp